

1 計画の概要 (P.1~)

計画の目的

自転車の活用推進を図ることを目的とした「自転車活用推進法」が平成 29（2017）年に施行され、これを受けて国及び東京都では、自転車活用推進計画が策定された。区でも「墨田区自転車利用総合方針」の策定から、まもなく 10 年が経過するので、総合方針の更新を含めた「墨田区自転車活用推進計画」を策定し、実行することで、すべての人が安全・安心・快適に自転車を活用できる環境を創出していく。

計画期間

令和 5（2023）年度 ～ 令和 14（2032）年度（令和 9 年度に中間見直しを予定）

計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法第 11 条に基づき、国や東京都の計画や区の上位計画を踏まえ、区の現状に応じた自転車の活用を推進するための施策を定めるものである。



2 自転車環境の現状 (P.55~)

① 自転車利用実態

- 代表交通手段における自転車での移動に占める割合（分担率）は **18%** であり、23 区内では **9 番目に高い**。
- 通勤通学では、約半数が『ほぼ毎日』の利用であり、『週に 4~5 日』、『週に 2~3 日』がそれぞれ 2 割である。
- **通勤通学以外**では、約 8 割が『買い物・食事』目的で、目的地での**駐輪時間**は 30 分以内が約 3 割、**1 時間以内が約 6 割**であり、比較的短時間の駐輪が多い。

② 交通安全

- 区内の全交通事故のうち**自転車に関与する事故割合**は **50.9%** であり、都内平均の 43.6% よりも高い。
- 自転車に関する**ルールやマナーを約 9 割の方が認知**していたものの、「自転車は原則として車道を通行する」ルールを**実行していない人が約 3 割**いた。

③ 自転車通行空間

- 主要幹線道路を中心に自転車専用通行帯等を順次整備しているが、**連続してつながっていない路線もある**。

④ 自転車駐車場

- **ほぼ全ての鉄道駅に区営自転車駐車場を設置**している。
- 第 1 種（月額登録制） 24 か所設置
- 第 2 種（月額登録制及び当日利用） 錦糸町駅に 3 か所、押上駅に 1 か所設置 ※錦糸町駅南口機械式は月額登録制のみ
- 第 3 種（時間利用） 錦糸町駅に 8 か所、両国駅に 1 か所設置
- 各駅の周辺には、鉄道事業者や民間事業者による自転車駐車場も設置されている。

⑤ 放置自転車の状況

- 放置自転車は、各駅の自転車放置禁止区域ごとに、4 か所の自転車保管所に移送している。
- **自転車等放置台数**は、475 台/日（昨年度調査）であり、平成 25（2013）年以降は**減少傾向**にある。
- 撤去自転車の**返還率**は、**約 6 割**で推移している。（昨年度の撤去台数は約 8,000 台）
- 撤去から一定期間返還されなかった自転車は、**リサイクル、海外供与、売却等**を実施している。

3 自転車環境の課題 (P.58~)

安全安心の意識向上

- ① **ルール・マナーの遵守**
 - ・幅広い年齢層の自転車利用者及び自動車ドライバーに向けた交通安全教育や広報・啓発活動
- ② **新モビリティ対策**
 - ・シェアリング事業者や警察署と連携した、新たな交通ルール・マナーの周知
- ③ **賠償保険の加入促進**
 - ・賠償保険加入義務化の周知徹底
 - ・加入率の向上に向けた施策の推進

駐輪環境の改善

- ① **放置自転車対策**
 - ・自転車を放置させない施策の推進
 - ・撤去自転車の返還率向上、長期保管自転車の計画的な削減
- ② **利用バランスの適正化**
 - ・自転車駐車場利用状況の平準化、利用バランスの調整
- ③ **連続立体交差事業との連携**
 - ・将来の需要予測と新たな運営方針の検討
- ④ **民間自転車駐車場の整備推進**
 - ・民間事業者による継続的な自転車駐車場運営の仕組みづくり
 - ・鉄道事業者による自転車駐車場の設置・運営との連携

自転車利用の促進

- ① **自転車利用の促進**
 - ・自転車の効率的な活用方法の検討
 - ・シェアサイクルポートにおける区有地提供の取扱い
- ② **健康増進**
 - ・健康づくりにつながる自転車利用への動機付け
 - ・自転車通勤の推進に向けた啓発活動
- ③ **観光振興**
 - ・他の交通機関と連携したシェアサイクルの更なる活用
 - ・快適かつ手軽にシェアサイクルを利用できる仕組みづくり

自転車通行空間の確保

- ① **自転車通行空間の明示**
 - ・快適で連続性のある自転車通行環境の整備
 - ・自転車を適正な通行位置に誘導する仕組みづくり
- ② **自転車ネットワーク計画の推進**
 - ・自転車ネットワーク計画の策定

4 計画の基本理念及び基本方針

区の上位計画である墨田区基本計画、墨田区都市計画マスタープラン等を踏まえ、計画の基本理念を次のとおり設定する。

基本理念

**安全・安心・スマートに
自転車で人・まち・文化をつなぎ 「すみだの夢」を実現**

基本理念の実現に向け、4 つの基本方針のもと取組の指針となる計画目標を設定する。

基本方針と目標

- 1 安全意識の醸成**
交通ルールの遵守とマナー向上への意識づくり
- ① 交通安全教育の充実
- ② 交通ルール・マナーの意識向上

- 2 駐輪環境の整備**
自転車を止めやすく利用しやすい駐輪環境を整える
- ③ 駐輪環境の充実
- ④ 放置自転車削減の推進

- 3 利用環境の整備**
誰もが手軽に様々な場面で自転車を利用できる環境を整える
- ⑤ シェアサイクルの利用推進
- ⑥ 自転車利用啓発の推進
- ⑦ 災害時の対応
- ⑧ 健康増進を目的とした利用促進
- ⑨ IoT や DX 化の推進

- 4 通行環境の整備**
安全・安心・スマートに自転車が通行できる空間を整える
- ⑩ 円滑で快適な自転車通行空間の創出

5 推進すべき施策 (P.67~)

基本方針 1

【安全意識の醸成】 交通ルールの遵守とマナー向上への意識づくり

交通安全教育等により自転車の利用ルールやマナー、定期的な点検の周知・啓発を推進し、自転車利用の基本的な考え方を認識させて安全意識を醸成することで、交通事故などの発生を抑制し、持続可能な社会を創出する。



目標① 交通安全教育の充実 (P.69~)

【主な取組内容】

- ・小学校における自転車安全教育の実施(継続)
- ・中学校・高等学校における自転車安全教育の実施(継続)
- ・大人や高齢者向けの交通安全教育の充実(拡大)



小学生向け交通安全教育用リーフレット(警視庁)



スクエアード・ストレイト方式の交通安全教室の様子

目標② 交通ルール・マナーの意識向上 (P.72~)

【主な取組内容】

- ・交通指導、取締りの実施(継続)
- ・新モビリティを含む交通ルールに関する周知・啓発、仕組みづくり(拡大)
- ・自転車損害賠償保険等加入義務化の周知と加入促進(拡大)



自転車安全利用 TOKYO キャンペーンの様子(錦糸町駅)



自転車安全利用五則の周知(墨田区 HP)

基本方針 3

【利用環境の整備】 誰もが手軽に自転車を利用できる環境を整える

自転車の利便性や回遊性を高めるとともに、自転車移動を手軽に楽しく感じられるよう、シェアサイクル事業の推進やIoT、DX等の活用により、快適な利用環境を創出する。



目標⑤ シェアサイクルの利用推進 (P.83~)

【取組内容】

- ・事業者によるシェアサイクルサービス拡大への支援(継続)
- ・区有地ポートの拡大と社会実験後の利用(継続)
- ・サイクリングマップの作成による情報発信(新規)

目標⑥ 自転車利用啓発の推進 (P.85)

【取組内容】

- ・安全性の高い製品購入につながる周知・啓発(新規)
- ・自転車安全利用モデル企業制度の拡大推進(新規)



シェアサイクルポート(オープンストリート)



シェアサイクルポート(ドコモバイクシェア)



サイクリングマップの事例(横浜市)



TS マーク(点検整備済証)の認定証



シェアサイクル災害時専用 IC カード(文京区)

目標⑦ 災害時の対応 (P.86)

【取組内容】

- ・災害時や緊急時における自転車の活用検討(新規)

目標⑧ 健康増進を目的とした利用促進 (P.87)

【取組内容】

- ・自転車通勤と業務利用の推奨(新規)

目標⑨ IoTやDX化の推進 (P.88)

【取組内容】

- ・区営自転車駐輪場利用登録業務のDX化と電子マネーの導入(継続)

基本方針 2

【駐輪環境の整備】 自転車を止めやすく利用しやすい駐輪環境を整える

通勤・通学、買い物、観光など様々な場面において、目的地では自転車を駐輪する必要がある。区、鉄道事業者及び民間事業者が協力して、十分な駐輪台数を確保することで、誰もが利用しやすい駐輪環境を創出するとともに、放置自転車の発生を抑制していく。



目標③ 駐輪環境の充実 (P.77~)

【主な取組内容】

- ・利用格差を軽減するための誘導策の検討(拡大)
- ・自転車駐輪場の利用状況に応じた整備の推進(拡大)
- ・鉄道事業者や民間事業者による自転車駐輪場整備の推進(拡大)



鉄道事業者運営の自転車駐輪場(京成曳舟駅)



民間事業者による駐輪スペース(東あずま駅)

目標④ 放置自転車削減の推進 (P.80~)

【主な取組内容】

- ・長期保管自転車の有効活用(リサイクル、海外供与、売却等)(継続)
- ・繁華街での巡回監視と撤去作業の効率化(継続)
- ・放置自転車対策へのIoTやDXの導入(拡大)



江東橋自転車保管所の様子(錦糸町駅)



情報端末を用いた放置自転車撤去の様子(錦糸町駅)

基本方針 4

【通行環境の整備】 安全・安心・スマートに自転車が通行できる空間を整える

地域の特性や利用状況に応じた自転車通行空間の整備を推進し、自動車交通と共存できる通行空間を確保することで、自転車や歩行者の安全性を高め、円滑に自転車移動ができる環境を創出する。



目標⑩ 円滑で快適な自転車通行空間の創出 (P.90~)

【取組内容】

- ・自転車通行空間の路上駐輪対策(継続)
- ・自転車通行空間の計画的な整備推進(拡大)
- ・新たな交通ルールに対応した通行空間での注意喚起(新規)

自転車ネットワーク計画 (P.93~)

路線の選定については、国道、都道及び幅員の広い区道など骨格となる幹線ルートを設定した。

また、公共施設や商業施設等へのアクセス路線、交通事故発生箇所や通学路の安全性が重視される路線などの条件からルートを抽出し、既整備路線との整合や連続性を考慮して支線ルートとして設定した。

整備に当たっては、鉄道駅周辺の幹線ルート、交通事故発生や自転車利用が多いルートを、優先的に進めていく。



自転車通行空間での路上駐輪(区役所通り)



自転車専用通行帯(曳舟川通り)



交差点における自転車ナビライン(吾妻橋一・二丁目交差点)



自転車ナビマーク(立花五丁目)

6 計画推進に向けて (P.113~)

基本方針ごとの計画目標に応じて計画の達成状況を把握・評価するため、計画指標を設定する。

基本方針	指標	現況値(令和4年)	目標値(令和14年)
1 安全意識の醸成	自転車安全教育や交通安全教育の実施回数	4回/年	8回/年
	自転車関与と事故件数の割合	50.9%	40%以下
2 駐輪環境の整備	第1種及び第2種特定自転車駐輪場の平均登録率	72.0%	80%
	自転車等放置台数	475台	240台以下

基本方針	指標	現況値(令和4年)	目標値(令和14年)
3 利用環境の整備	シェアサイクルポート数	70か所	105か所
	シェアサイクル事業者との災害協定	0件	2件
	サイクリングマップと推奨ルートの作成	0ルート	3ルート
4 通行環境の整備	自転車通行空間の区道整備延長	約17.2km	約31.9km